

政策目標6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・
知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回、第168回国会 総理大臣所信表明演説

第166回、第169回国会 総理大臣施政方針演説

第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

4. 平成18年度の事務運営の報告

重 施 策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

[平成19年度実施計画]

我が国は、ODA事業量を5年間で100億ドル積み増すなどの目標やミレニアム開発目標の達成に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。このため、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少數の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が平成18年4月に設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合することとし、平成18年11月に所要の法改正が行われました。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

円借款、無償資金協力、技術協力の連携による二国間ODAの一層の効率的実施

円借款、無償資金協力、技術協力、OOF(Other Official Flow: ODA以外の政府資金)を含む経済協力の戦略的・効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されました。

平成19年度は7回開催され、総理大臣、財務大臣等の出席の下、アフリカに対する経

済協力や中東に対する経済協力等について積極的な議論が行われました。

また、円借款・技術協力・無償資金協力の一元的な実施により、実施段階での戦略性・効率性を高めるため、平成20年10月に国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構が統合される予定であり、統合に向けて、政省令改正等の準備を進めました。

国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）との協調が重要です。こうした観点から、特定の国や地域をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。また、国際開発金融機関関係者と、気候変動、エネルギー分野を始めとする開発援助の諸問題について積極的な意見交換を行いました。

<平成19年度に実施された世界銀行との政策対話の実績>

イ 世界銀行との持続可能な開発に関する政策対話（平成19年4月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：気候変動、農業等

ロ 世界銀行との東アジア政策対話（平成19年5月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：東アジアにおける援助協調等

ハ 世界銀行との南アジア政策対話（平成19年10月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：南アジアにおける援助協調等

NGOや民間企業等との連携

平成19年度は、NGOと意見交換の場として定期的に開催しているNGO協議会を3回開催しました。

また、外務省主催の官民の合同検討会に出席し、民間企業等のODAに対する意見や要望を積極的に収集するとともに、開発途上国における経済成長を加速化するための新たな官民連携促進策について検討しました。

国別援助計画の策定

ODAの戦略性、効率性、透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国（政治、経済、社会情勢）を踏まえ、開発計画や開発上の課題を把握した上で、向こう5年程度の援助の方向性等を定めた国別援助計画を策定しています。

平成19年度は、新規となるエチオピアの国別援助計画の策定及びフィリピン、エジプト及びタンザニアの国別援助計画の見直しに向けた作業を行いました。その際、在外公館を中心とするODA現地タスク・フォース（注）の積極的な関与を促しました。

(注) 現地ODAタスク・フォースは、日本大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）の現地事務所を主要メンバーに、日本の援助政策の立案や実施体制、さらには、他ドナーなど関連機関との連携を強化する目的でつくられ、平成15年3月以降、これまで76か国に設置されています（平成20年3月現在）。

また、インドネシア、ベトナム、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、チュニジア及びモロッコについては、援助についてのお互いの認識や理解を共有するための政策協議を行い、その結果を踏まえて、国別ローリングプランを改定・共有し、被援助国側の援助の予測性向上に役立てました。

(注) 「ローリングプラン」とは、援助における中期的な戦略性を高めるため、我が国・途上国双方の援助戦略や各セクターにおける改革課題を踏まえた、3～5年程度の援助プランです。

(参考) 国別援助計画の策定・見直し作業の状況（平成20年3月現在）

国別援助計画は、次の23か国について策定済み。今後35か国まで拡充する予定。バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、ザンビア、チュニジア、ニカラグア、スリランカ、インドネシア、モンゴル、パキスタン、インド、ウズベキスタン、カザフスタン、ラオス

ODA評価の充実

ODAをより効果的・効率的に活用し、質の高い援助を行うため、ODA評価を充実させることは重要です。財務省は、関係省・機関と連携しつつ、全ての円借款事業について、事業実施の妥当性や効率性、被援助国の債務持続性等の審査を通じて、その充実に貢献しています。

施策 6-2-2：円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成19年度実施計画]

財務省は、円借款や国際金融等業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

円借款・国際金融等業務

円借款は、返済を前提とするため相手国の自助努力を促すことができる有用な援助形態です。また、無償資金協力や技術協力に比べて大規模な支援が可能であり、開発途上国の経済社会基盤整備において重要な役割を果たしています。我が国は、最貧国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成19年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、円借款によるイラク復興支援やアフリカ向け支援を拡充していくこととしており、その着実な実施に取り組みます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行の国際金融等業務については、「官から民へ」の観点から、民業補完の徹底を図り、その業務を国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保、国際金融秩序の混乱への対処の観点から真に必要な業務に限定し、戦略性や効率性を高めるため、関係省庁間で密接に連携しながら業務を監督していきます。

国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関 (*Multilateral Development Banks: MDBs*) は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、現地の支援ニーズを的確に把握することのできるその広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、*MDBs*の活動に積極的に貢献しています。

我が国は、*MDBs*の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念を*MDBs*の政策に反映させるよう努めます。また、*MDBs*は、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していくとともに*MDBs*を通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

また、地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ (*Global Environment Facility: GEF*)。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム) の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

[事務運営の報告]

国際協力銀行を通じた支援

平成19年度は、9,448億円の円借款供与を決定しました。

イ 円借款制度の改善

平成19年3月、円借款の積極的な活用や迅速な事業実施促進等のため、円借款の供与条件を改正しました。金利の引下げや手数料体系の変更等、中進国に対する円借款の供与可能な分野を拡大する等の新たな条件に基づく供与を行いました。

ロ アジア地域

平成19年度は、円借款供与総額の7割近くをアジア地域に供与しました。主な供与国は、インド(2,251億円)、インドネシア(1,060億円)、ベトナム(979億円)です。

なお、平成19年6月に発表した円借款の迅速化の一環として、平成19年度は、インド及びベトナムに対する円借款検討手続の二重化(注)を実施しました。

(注)毎年度、特に多数の案件が要請・供与されている国について、従来年1回を原則としている検討手続を、必要に応じて年2回とする等の柔軟化を行い、円借款供与までの待ち時間の短縮を図る取組です。

ハ イラク復興支援

イラク復興国際会議(平成15年10月開催)において、我が国はイラク政府に対し、総額15億ドルの無償資金の供与と円借款による最大35億ドルまでの支援を合わせた総額50億ドルの支援の実施を表明しました。これに基づき、平成19年度は、電力セクター復興事業(326億円)、バスラ上水道整備事業(430億円)等の6案件、総額約14億ドル(約1,600億円)の円借款の供与についての交換公文を締結しました。

二 アフリカ開発支援

我が国は、ミレニアム開発目標の達成が危ぶまれているアフリカ地域への支援を強化するため、平成17年4月、3年間でアフリカ向けのODAを倍増することを表明

しました。平成 19 年度はタンザニア、ウガンダ等の 6 か国に対して合計 687 億円の円借款供与を決定しました。

ホ 国際開発金融機関と国際協力銀行の協調融資

(a) 第四次開発政策借款（対インドネシア）

世界銀行は、インドネシア政府によるマクロ経済安定のための努力を支援するとともに経済改革を一層推進させるため、「第四次開発政策借款」を供与しました。

我が国も、約221億円を限度とする円借款の協調融資を行いました(平成20年3月)。

(b) 第六次貧困削減支援借款（対ベトナム）

世界銀行は、ベトナム政府が定めた「社会開発 5 カ年計画」における各種改革（公共財政管理、日越共同イニシアティブの実施支援、国営企業改革、金融セクター改革等）の推進を支援するため、「第六次貧困削減支援貸付」を行いました。

我が国も、35 億円を限度とする円借款の協調融資を行いました(平成 20 年 1 月)。

(c) 貧困削減成長オペレーション（対カンボジア）

世界銀行は、カンボジア政府が定めた「国家戦略開発計画」における各種改革（民間セクター開発、公共財政管理及び公務員制度改革、土地・天然資源管理）を推進するため、「貧困削減成長オペレーション」に対する支援を実施しました。

我が国も、10 億円を限度とする円借款の協調融資を行いました(平成 19 年 10 月)。

(d) 第三次貧困削減支援オペレーション（対ラオス）

世界銀行は、ラオス政府が定めた「国家成長貧困撲滅戦略」における各種改革（公共資源管理強化、公共支出政策改善、持続的成長）を推進するため、「第三次貧困削減支援オペレーション」に対する支援を実施しました。

我が国も、5 億円を限度とする円借款の協調融資を行いました(平成 20 年 2 月)。

(e) 第五次貧困削減支援借款（対タンザニア）

世界銀行は、タンザニア政府が定めた「成長と貧困削減のための国家戦略」における各種改革（特にインフラ開発）の推進を支援するため、「第五次貧困削減支援借款」を行いました。

我が国も、20 億円を限度とする円借款の協調融資を行いました(平成 19 年 9 月)。

(f) 緊急災害被害復旧計画（対バングラデシュ）

我が国は、アジア開発銀行と協調して、平成 19 年にバングラデシュで発生した洪水及びサイクロン被害に対する支援として、約 70 億円を限度とする円借款を供与しました（平成 20 年 2 月）。

(g) ESDAイニシアティブにおけるACFA

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策(Enhanced Sustainable Development for Asia: ESDA)」を発表しました。その一環として、アジア開発銀行との連携により迅速な円借款による支援を行うための枠組み(Accelerated Co-Financing scheme with ADB: ACFA)を創設し、今後5年間で20億ドルの円借款を供与するとしました。

平成19年度は、ACFAの第1号案件として、サモアの電力整備事業(45億9,800万円)に円借款を供与しました(平成19年12月)。

(h) EPSAイニシアティブ

我が国は、平成17年6月、アフリカ開発銀行グループと共同で実施する、「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ(Enhanced Private Sector Assistance for Africa: EPSA for Africa)」を発表し、アフリカ地域に対して、今後5年間で10億ドルを目指とする円借款を供与するとしました。

平成19年度は、EPSA案件として、ウガンダ(34億8,400万円)やカーボヴェルデ(44億6,800万円)の送配電網等整備事業に円借款を供与しました。

ヘ 気候変動問題への対応

気候変動の問題は、人類全体にとって喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取り組みが不可欠です。

平成20年1月のダボス会議において、福田総理より、気候変動対策における開発途上国支援スキームである「クールアース・パートナーシップ」が発表されました。

「クールアース・パートナーシップ」では、開発途上国における地球温暖化対策プログラムの実施等のために特別金利で5,000億円程度の資金供給を可能とする「気候変動対策円借款」を創設するとされており、関係省庁とともにその創設に向けて検討を進めました。

ト 国際協力銀行のあり方

平成18年11月、独立行政法人国際協力機構法を改正する法律が公布され、援助の実施段階での戦略性・効率性の観点から、国際協力銀行の円借款部門は、国際協力機構と統合することになりました(施策6-2-1参照)。また、平成19年5月、国際協力銀行の国際金融等業務を日本政策金融公庫に承継すること等を内容とする株式会社日本政策金融公庫法が公布されました。

チ 国際協力銀行の国際金融等業務

国際協力銀行の国際金融等業務は、国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保、国際金融秩序の混乱への対処の観点から真に必要な業務に限定されています。

平成19年度は、1兆6,921億円の出融資を行いました(参考指標6-2-6参照)。

また、平成20年4月、前述の「クールアース・パートナーシップ」の下、気候変

動の緩和対策に資する案件、アジア向け案件に係る投資ファンド及び個別プロジェクトについて、国際協力銀行の出資・保証により日本企業を支援するJ B I C アジア・環境ファシリティを創設しました。

国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、国際開発金融機関の主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念を国際開発金融機関の施策に適切に反映するよう努めました。

平成19年度は、所得水準が特に低い開発途上国に対し、緩和された条件で譲許的融資を行う国際開発協会（IDA）及びアフリカ開発基金（AfDF）に対し、主要出資国間で新たな増資を行うことを合意しました（IDA：3,627億円、AfDF：475億円）。今回の増資による資金は、各機関が行う開発途上国向けのインフラ整備、保健、医療、教育といった社会サービスの提供といった途上国の持続的経済成長、貧困削減を促すプロジェクト実施に向けられます。また、同年度に開始されたアジア開発基金の増資交渉においても、機関の今後の業務の方向性や政策の議論について、積極的に参画しました。

ロ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関の下に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行いました。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）・国際協力銀行・国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

世界銀行の「開発政策・人材育成基金（PHRD）」及び「日本社会開発基金（JSDF）」、アジア開発銀行の「日本特別基金（JSF）」及び「貧困削減日本基金（JFPR）」のうち、PHRD及びJSFは、各機関が行う融資プロジェクト準備のための支援や協調支援による技術支援の供与を行います。JSDF及びJFPRは、低所得国や低中所得国を中心に無償支援を実施し、貧困層や社会的弱者に的を絞った社会支援、保健・人的サービス提供を伴う支援や地域レベルの基礎的な経済・社会サービスの実施に対する支援を行います。

<平成19年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

(a) 世界銀行PHRD : ベトナム 教育の質向上支援

平成19年6月承認（承認額：70万ドル）

(b) アジア開発銀行JSF : モンゴル教育改革支援

平成19年7月承認（承認額：60万ドル）

また、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成するとともに、また、財務省のホームページにおいても公表しています。（<http://www.mof.go.jp/mdbc/08/index.html>）

八 地球環境ファシリティ（G E F）を通じた取組

地球環境への関心が高まる中、G E Fを通じた地球環境の保全・改善への取組が進んでおり、我が国も資金拠出を行っています。

平成19年度は、G E F評議会において、G E Fの支援活動の効果・効率性をさらに高める観点から、プロジェクトの審査期間の短縮化に向けた取組、広報強化戦略やG E F関係機関のプロジェクト形成への関与拡大を図るための取組等の議論に積極的に参画しました。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

[平成19年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（*Heavily Indebted Poor Countries: H I P C s*）に対しては、「拡大H I P Cイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P Cイニシアティブの着実な進捗に向け取り組みます。また、これに加えて、平成17年6月にロンドンで開催されたサミット財務大臣会合において合意された、H I P C sが国際通貨基金（I M F）、国際開発協会（I D A）、アフリカ開発基金（A f D F）に対して抱える債務を100%免除するマルチ債務救済イニシアティブ（M D R I）の着実な実施に関しても、財務省として各機関における議論に積極的に参加していきます。

中低所得国については、将来に渡る債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処していきます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うことが重要です。こうした点について、G 7、世界銀行、I M F等で議論が進められているところであり、財務省としても積極的に議論に参加していきます。

[事務運営の報告]

パリ・クラブ債務救済の実績

平成19年度においては、5件の合意が成立しました。

<参考>平成19年度のパリ・クラブ合意

19年	4月	中央アフリカ
	5月	サントメ・プリンシペ
	7月	アフガニスタン
20年	1月	ギニア、ガンビア

拡大H I P Cイニシアティブ

拡大H I P Cイニシアティブは、H I P CがI M Fの経済構造改革プログラムの実施、「貧困削減戦略ペーパー」（*Poverty Reduction Strategy Paper: P R S P*）の作成等の貧困削減に対する取組を条件に、大幅な債務削減を実施します。

我が国は、H I P Cイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点（注）に

到達したHIPCの債務を全額放棄しています。平成19年度は、新たに1か国（ガンビア）が加わり、完了時点を到達国は全体で23か国となりました。

なお、我が国は、これまでHIPCイニシアティブ完了時点を到達国に対して、公的二国間債権者の中で最大級の債務削減（累計約5,000億円）を実施しました。

（注）完了時点（Completion Point：CP）とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

債務国との債務持続性分析の枠組み

平成19年4月のG7において、全ての借り手、貸し手による債務持続性枠組みの活用を奨励した他、同月の世銀・IMF合同開発委員会において、借り手と貸し手に対する世銀・IMFの債務持続性枠組みの採用、貸し手の協調強化及び借り手の債務管理能力強化等について更なる取組を要請しました。

施 策 6-2-4：知的支援

[平成19年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局のキャパシティビルディングが重要です。

この観点から、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制等の研究、アジアの地域金融協力促進のための調査・助言等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対して、二国間、WCO（世界税関機構）等の国際機関及びAPEC（アジア太平洋経済協力）等の地域協力の枠組みを利用して、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成19年度は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者を対象とした研修・セミナー・政策ミッションへの参画、専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施しました。

また、実施に際しては、要望調査のためのアンケート及び現地担当者へのヒアリングを通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、終了時には、参加者にアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見を聴取しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の研修に関する要望等を把握することを目的に、アンケートを実施しました。また、日本で開催された研修に参加した他の職員については、帰国後に現地研修を実施した際に、発表者として参加してもらうなど、日本での研修が最大限生かされるよう、フォローアップに努めました。

このように、国際協力・交流の推進に積極的に取り組んだ結果、多くの参加者からカリ

キュラム、講義内容等について高い評価が得られました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成19年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国は、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（ASEAN諸国及び中国）と平成20年5月に開催したTICADを踏まえてアフリカ諸国を重点支援地域としました。

支援の分野は、関税評価や知的財産権の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施しました。

平成19年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

平成19年度の実施状況	
対外債務管理ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の専門家及び国際機関の職員を講師として、既存の対外債務をどのように管理し、処理していくか、また新規債務をどのように計画、管理していくかとの観点から、具体的な分析手法をはじめとする実務的な知識を習得し、理解を深めさせることを目的としています。 対外債務に関する管理が重要となっている開発途上国の実務担当者を東京に招聘してワークショップを行いました。
ラオス 税務行政実務研修	<ul style="list-style-type: none"> 市場経済移行国であるラオスにおいては、FTA（ASEAN自由貿易地域）等の国際的な統合の動きに対応しつつ、安定的な成長を図るために、財政基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっています。 上記の状況に対応すべく、財政基盤の強化を目指すラオスにおいて、付加価値税など税制の企画・立案及び税務行政を中心に、税務職員の能力強化を目的とした現地研修を実施しました。

【財務総合政策研究所による知的支援】

平成19年度の実施状況	
財政経済長期 セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、アジアを中心とした16か国の開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般における日本の経験等について講義を実施しました。

ベトナム財政省に対する税制改革支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月のベトナム財政省税制政策局との合意に基づき、平成19年6月にベトナム財政省職員等11名を対象とした個人所得税法に関するセミナーを実施しました。
ベトナム社会政策銀行に対する小規模企業金融セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月に、ベトナムで小規模企業向けの政策融資等を担う政府系金融機関として設立されたベトナム社会政策銀行の支店長等16名を対象に創業融資及び債権管理等に関するセミナーを日本にて実施しました。 平成19年10～11月に、同行取引所長等138名を対象に、現地3都市で小規模企業融資等に関するセミナーを実施しました。
カンボジア税制支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年7月のカンボジア経済財政省租税局との合意に基づき、平成19年8月に租税条約及び個人所得税の専門家を現地に派遣し、カンボジア租税局の職員等30名を対象にセミナーを実施しました。 平成20年2月に、上記セミナーの結果及びカンボジア側の要望を踏まえ、同局の租税条約担当職員10名を対象に、租税条約案検討等のためのセミナーを日本で実施しました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> ウズベキスタン政府により、金融・財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（後述）へ招聘しました。 同アカデミーでの講義及び卒業試験への参加のため、現地へ財務省職員や大学教授を派遣しました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、平成19年7月末から約1か月間、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生等11名（タジキスタンからの留学生を含む）のほか、アルメニア、アゼルバイジャン、キルギス、グルジアの財務省職員4名を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 大学教授や財務省職員等が講師となって、財政・税制・金融等に関する講義を実施したほか、論文指導等を行いました。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 中国財政部の立法担当行政官に対し、日本の税制や財政関連の法律体系及び立法技術に関する経験やノウハウを伝える研修を国際協力機構と共に実施し、平成19年度は15名を受け入れました。

【財務省関税局による知的支援】

	平成19年度の実施状況
二国間援助経費に基づく受入研修	<ul style="list-style-type: none"> 東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。

JICA（独立行政法人国際協力機構）等と協力して行う受入研修	・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び国別研修を実施しました。
WCOフェローシップ・プログラムによる受入研修	・WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。
二国間援助経費による専門家派遣	・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理及び情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。
JICAプログラムによる専門家派遣	・リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、マレ・シア関税庁、フィリピン関税局及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
WCO / 日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣	・WCOアジア・大洋州地域事務所等と協力して、関税評価、職員規律等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。
APEC税関手続小委員会のプログラムによる専門家派遣	・通関所要時間調査及びHS条約の採用に関する国別ワークショップなどを実施し、我が国の専門家を派遣しました。

参考指標 6-2-8：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績] (単位:件、人)

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
コース数	国際局	3	3	3	3	1
	財務総研	5	7	6	6	6
	関税局	37	38	36	29	21
	合計	45	48	45	38	28
受入人数	国際局	34	35	28	31	17
	財務総研	93	85	80	91	86
	関税局	284	313	367	279	217
	合計	411	433	475	401	320

(出所)国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際調査担当)調

[専門家派遣の実績] (国際局・財務総研分) (単位:件、人)

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
案件数	国際局	9	4	0	1	2
	財務総研	7	11	10	6	3
	合計	16	15	10	7	5
派遣人数	国際局	28	19	0	2	2
	財務総研	40	49	37	25	15
	合計	68	68	37	27	17

(出所)国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

[専門家派遣及び地域セミナーの実績] (関税局分)

(単位 : 件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
専門家派遣	107	114	100	88	76
セミナー	19	22	11	10	10

(出所) 関税局参事官室 (國際調査担当) 調

(注) 税關、税關研修所、関税中央分析所を含む。

5. 平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) O D A の効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議での議論を踏まえつつ、関係省庁との戦略的連携に努めるとともに、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構の統合に向けて、円借款、技術協力、無償資金協力の一体的活用、国際金融機関との援助協調の強化、N G O 等との連携、国別援助計画の充実等に取り組みました。

(2) 円借款による二国間支援

円借款による支援に関して、関係省庁と調整しつつ、途上国との政策協議の充実、国別援助計画の充実等に取り組みました。また、円借款の効率的実施の観点から、円借款業務の迅速化のための検討を行い、平成19年 6 月に、円借款プロセス短縮のための方策を公表し、円借款の効率的実施に努めました。

(3) 国際開発金融機関を通じた支援

国際開発金融機関の業務運営の効果・効率性の向上を図るため、年次総会や理事会等の場で、国際開発金融機関の業務のあり方の見直しの議論に積極的に参加しました。

(4) 平和の構築支援

イラク復興支援

イラクへの復興支援は、無償資金協力の実施に加えて、円借款において総額約14億ドルの交換公文を締結するなど、我が国が表明した復興支援の着実な実施に努めました。

また、イラク復興信託基金が適正に運用されるよう、ドナー国としてモニタリングに努めたほか、国際社会の支持・支援の下、イラク政府が自らのイニシアティブで国造りを行うため、平成19年 5 月に発足した「イラク・コンパクト」の策定プロセスにも参画しました。

スリランカ支援

スリランカに対する円借款供与の検討に際しては、相手国のニーズを十分に踏まえつつ、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行）等の国際機関や他の援助国との連携に努めました。

(5) 債務削減への取組

H I P C に対しては、パリ・クラブの一員として、拡大H I P Cイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

さらに、新興ドナー国が、深刻な債務問題を抱える国々に対し、非譲許的な条件で新規の貸付を行っている現状等を踏まえ、債務持続性分析に沿った「責任ある貸付」を行うこ

とや、貸付についてドナー国間の情報共有を促進すること等の重要性を主張しました。

(6) 知的支援

国際局で行う研修・セミナーは、原則的にワークショップ形式（参加者が主体的に討論等をする形式の会議）を採用することで、研修効果を高めています。また、研修生のアンケートに基づき、講師・教材を吟味し、研修内容の充実に努めています。

また、財務総合政策研究所では、研修生から得られたアンケートに基づいて、講義や視察先の見直しを行うとともに、理解をより深めるために、使用する資料等の充実に努めました。更に、これまで実施したセミナー参加者及び客員・実務研究員経験者を対象に実施した追跡調査結果をまとめ、人的ネットワークの拡大・強化に努めました。

関税局では、開発途上国の税関職員に対する技術協力における効果を十分なものとするため、被支援国との対話の強化に努めました。具体的には、参加型の研修・セミナーについては、詳細ニーズの事前把握に努め、相手方の実情により即した支援を行うことにより、参加者の主体性を導出するよう取り組みました。東アジアの国を対象としたより戦略的かつ体系的な支援については、支援分野の重点化・絞込みを行うとともに、受入研修と専門家派遣の連動を促進し、効果的な支援に努めました。また、今後実施する技術協力がより効果的かつ効率的なものになるよう、開発途上国の要望や現状、研修参加者の活用状況等を把握するために評価調査団を派遣する等、平成19年度に実施した技術協力事業の内容などについて、評価を実施しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成18年における開発途上国に対する資金の流れの総額は、全体として対前年比12.8%増の26,230百万ドルになりました。これは、前年に比べ、その他政府資金では「直接投資金融等」が、民間資金では「輸出信用（1年超）」が増加したことによるものです。

ODAは、インド洋津波災害の緊急援助やイラクに対する債務救済の実績の減少に伴い「無償資金協力」が減少したこと、インド洋津波による支払いのモラトリアム終了に伴い円借款の回収額が増加したこと、等により「政府貸付等」が減少したこと等から、対前年比14.9%減の11,187百万ドルとなりました。

参考指標 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	14年	15年	16年	17年	18年
ODA	9,283	8,880	8,922	13,147	11,187
ODA以外の政府資金(OOF)	-4,208	-2,149	-2,372	-2,421	2,438
民間資金	-573	-731	4,392	12,278	12,290
非営利団体による贈与	152	335	425	255	315
総 計	4,654	6,335	11,368	23,259	26,230

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。

(参考) 平成17年、18年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成17年	平成18年
ODA	二国間	無償資金協力	6,524
		贈与	5,047
		技術協力	2,671
	政府貸付等	1,212	
	国際機関に対する出資・拠出等	2,740	
ODA計	13,147	11,187	
OOF	輸出信用(1年超)	-1,202	
	直接投資金融等	-222	
	国際機関に対する融資等	4,038	
OOF計	-2,421	2,438	
民間資金	輸出信用(1年超)	-3,433	
	直接投資等	14,472	
	その他二国間証券投資等	1,158	
	国際機関に対する融資等	-1,201	
民資金計	12,278	12,290	
非営利団体による贈与	255	315	
資金の流れ総計	23,259	26,230	

単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧洲復興開発銀行(EBRD)向
けを除く。

(2) 国際開発金融機関関連の国際会議

財務省は、以下のような国際会議における開発途上国の経済社会発展に関する議論に積極的に参画しています。

参考・モニタリング指標 6-2-2：国際開発金融機関関連の国際会議

世銀・IMF合同開発委員会	平成19年 4月15日（ワシントンD.C.） 10月21日（ワシントンD.C.）
IMF・世銀総会	平成19年 10月22日（ワシントンD.C.）
アジア開発銀行総会	平成19年 5月6～7日（京都）
米州開発銀行総会	平成19年 3月19～20日（グアテマラシティ（グアテマラ））
アフリカ開発銀行総会	平成19年 5月16～17日（上海）
欧州復興開発銀行総会	平成19年 5月20～21日（カザン（ロシア））

会議名	最近の開催状況
世銀・IMF合同開発委員会	<ul style="list-style-type: none"> 世銀・IMF合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。 平成19年4月の会合（ワシントンD.C.）では、ミレニアム開発目標達成に向けた進捗状況を議論するとともに、国際的な援助構造、アフリカ支援についての議論が行われました。 平成19年10月の会合（ワシントンD.C.）では、世銀の長期戦略、国別開発モデルのスケールアップ、クリーンエネルギー投資枠組みについての議論が行われました。
アジア開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成19年5月の総会（京都）では、アジアにおける貧困削減及び持続可能な開発を進めるためのアジア開発銀行の役割や域内諸国の経済情勢・課題等についての議論が行われました。
米州開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成19年3月の総会（グアテマラシティ）では、中南米地域の経済情勢・課題に加えて、サステナブルエナジー・気候変動、水・公衆衛生等についての議論が行われました。
アフリカ開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成19年5月の総会（上海）では、アフリカ地域の経済情勢・課題について議論が行われたほか、組織改革・債務削減に対する取組等についての議論が行われました。
欧州復興開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 平成19年5月の総会（カザン）では、欧州復興開発銀行の業務運営、欧州復興開発銀行の純益処分等についての議論が行われました。

(3) 国際開発金融機関等の活動状況及び我が国との関係

我が国は、アジア開発銀行において第1位の出資国の地位にあるなど、国際開発金融機関の主要な出資・拠出国としてその活動に多大な貢献を行っています。

アジア開発銀行の黒田東彦総裁をはじめとして、世界銀行の欧州・中央アジア担当副総裁や多数国間投資保証機関（MIGA）の長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

参考指標 6-2-3：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	8.1% (第2位)	17.1% (第2位)	6.0% (第2位)	5.2% (第2位)
米	16.8	23.1	24.1	18.7
独	4.6	11.7	5.5	5.1
英	4.4	10.9	5.1	4.9
仏	4.4	7.5	5.1	4.9

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	37.2% (第1位)
米	15.6	16.3
独	4.3	6.4
英	2.0	4.5
仏	2.3	4.7

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	5.9% (第2位)	41.3% (第1位)
米	30.0	50.0	41.3
独	1.9	2.5	
英	1.0	1.9	
仏	1.9	2.5	3.1

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.5% (第3位)	12.7% (第2位)	8.5% (第2位)
米	6.6	12.7	10.0
独	4.1	9.8	8.5
英	1.7	5.6	8.5
仏	3.8	10.0	8.5

(出所) 各機関年次報告書(平成20年4月現在における最新版)

参考指標 6-2-4：国際開発金融機関等に対する拠出金 (単位：億円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
技術支援等を目的とした拠出金					
国際開発金融機関拠出金	218.4	204.0	236.5	206.9	192.3
世界銀行グループ	120.6	109.7	136.3	120.8	99.5
アジア開発銀行	84.8	77.3	79.2	55.7	75.4
米州開発銀行	8.0	11.5	14.4	12.9	11.6
アフリカ開発銀行	0.6	1.2	1.9	13.1	1.4
欧州復興開発銀行	4.6	4.3	4.7	4.4	4.4
IMF拠出金	26.5	24.7	27.1	41.2	41.2
小計	244.9	228.7	263.6	248.1	233.4
その他の特別な目的のための拠出金					
「HIPC信託基金拠出金」	64.1	42.4	-	-	-
世界エイズ・結核・マラリア対策基金	20.0	18.0	-	-	-
小計	84.1	60.4	-	-	-
合計	328.9	289.1	263.6	248.1	233.4

(出所) 財務省国際局開発機関課調

参考指標 6-2-5：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額） (単位：億ドル)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
農業・漁業・林業	12.1	13.9	19.3	17.5	17.2
教育	23.5	16.8	19.5	19.9	20.2
エネルギー・鉱業	10.9	9.7	18.2	30.3	17.8
金融	14.5	18.1	16.8	23.2	16.1
保健・その他の社会サービス	34.4	30.0	22.2	21.3	27.5
産業・貿易	8.0	8.0	16.3	15.4	11.8
情報・通信	1.2	0.9	1.9	0.8	1.5
法務・司法・行政	39.6	49.8	55.7	58.6	54.7
運輸	27.3	37.8	31.4	32.1	49.4
上下水・治水	13.8	15.9	21.8	17.2	30.6
合計	185.1	200.8	223.1	236.4	247.0

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30

(注2) セクター分類は、平成14年度の見直しに基づく。

(注3) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額） (単位：億ドル)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
農業・天然資源	3.9	2.0	3.1	8.1	1.5
エネルギー	7.6	7.6	10.7	13.7	14.0

金融	2.7	3.4	2.8	17.9	11.6
産業・貿易	2.1	1.5	0.3	0.1	1.0
教育	1.6	2.8	0.6	2.5	1.5
保健・栄養・社会保障	1.3	2.7	0.6	-	0.5
給水・衛生・廃棄物処理	6.2	0.3	6.2	6.4	4.1
運輸・通信	25.8	20.3	17.2	14.3	39.3
法律・経済管理・公共政策	3.0	5.8	7.8	2.2	11.8
多目的	6.9	6.5	8.6	8.8	15.9
合 計	61.0	52.9	58.0	74.0	101.1

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31

国際機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成18年12月	94	118	18	1	15
	平成19年12月	94	118	19	2	17
日本人幹部職員数 (平成19年12月)		7	5	4	0	4
日本人比率		2.1%	14.3%	1.1%	0.3%	2.4%

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについては、平成19年6月末現在の人数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

(4) 国際協力銀行による融資状況

平成19年度の出融資等の合計は1兆6,921億円で、対前年度比で393億円(2.4%)増加しています。

参考指標 6-2-6：国際協力銀行による出融資等実施状況(国際金融等業務)

	平成15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	191	10,831	194	9,020	160	10,678	145	10,490	104	11,578
輸出金融	35	1,162	40	1,148	29	731	34	757	24	378
輸入金融	7	1,334	10	585	10	607	8	82	5	2,557
投資金融	143	7,294	141	7,168	117	8,744	94	8,896	67	7,325
事業開発等金融等	6	1,041	3	119	4	596	9	755	8	1,317
保 証	27	2,409	23	2,160	38	2,736	43	6,038	30	5,343
出 資	-	-	3	22	-	-	-	-	-	-
合 計	218	13,240	220	11,203	198	13,414	188	16,528	134	16,921

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2007」(平成19年度は、国際局開発政策課調)

(注1) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

(注2) 平成17年4月より「アンタイドローン」は「事業開発等金融」に呼称が変更されている。

(注3) 平成16年度の融資の金額については、精査の結果、平成18年度政策評価書の数値と異なっている。

事業開発等金融の新規供与案件

(単位：百万円)

国名	借入人	案件名	金額
南アフリカ共和国	南部アフリカ開発銀行	日本企業ビジネス環境整備支援ツーステップローン	14,040
南アフリカ共和国	南アフリカ電力公社	送配電設備敷設プロジェクト	10,200
ブラジル	UNIBANCO-UNIAO DE BANCOS BRASILEIROS SA	クリーン開発メカニズム候補プロジェクト支援ツーステップローン	3,570
インド	ICICI BANK LIMITED	クリーン開発メカニズム候補プロジェクト支援ツーステップローン	18,000
ペルー	ペルー開発金融公社	日本企業ビジネス環境整備支援ツーステップローン	3,570
オマーン	政府	ドゥクム港建設プロジェクト	47,124
タイ	カシコン銀行	日本企業ビジネス環境整備支援ツーステップローン	15,600
マレーシア	RHB BANK BERHAD	日本企業ビジネス環境整備支援ツーステップローン	7,020

(出所)国際局開発政策課調

平成19年度の融資承諾額は1兆1,578億円で、対前年度比で1,088億円(10.4%)増加しています。なお、平成19年度は、中東地域及びアフリカにおいて、資源関連事業や周辺インフラ(港湾、発電)の大型事業が集中したこと等から、中東地域及びアフリカ向け融資承諾額がそれぞれ5,538億円、859億円と、前年度比でそれぞれ3,036億円(121.3%)、804億円(1461.8%)増加しています。

地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
アジア	3,918	2,565	3,017	3,314	4,742
(東南アジア)	(1,675)	(1,289)	(1,336)	(2,582)	(3,099)
大洋州	817	765	160	63	11
ヨーロッパ	1,339	880	1,021	230	78
中東	2,336	3,060	4,646	2,502	5,538
アフリカ	374	12	193	55	859
北米	32	216	171	257	50
中南米	1,851	1,521	1,409	4,068	300
国際機関等	-	1	63	-	-
その他	164	22	-	-	-
合計	10,831	9,043	10,678	10,490	11,578

(出所)国際協力銀行「年次報告書2007」等(平成19年度は、国際局開発政策課調)

平成19年度の保証承諾額は5,343億円で、前年度比で695億円(11.5%)減少しています。なお、地域別ではアジア向けが全体の42.1%を占めています。

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
アジア	292	234	335	548	2,248
(東南アジア)	(273)	(114)	(189)	(468)	(1,527)
大洋州	-	-	-	-	-

ヨーロッパ	-	-	-	194	203
中 東	197	36	-	70	314
アフリカ	-	-	-	-	412
北 米	1,009	1,327	1,468	1,796	1,097
中南米	911	563	891	3,431	1,069
国際機関等	-	-	42	-	-
その他	-	-	-	-	-
合 計	2,409	2,160	2,736	6,038	5,343

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2007」等 (平成19年度は、国際局開発政策課調)

平成19年度の円借款供与件数は59件、供与金額は9,448億円で、前年度比で1,013億円(12.0%)の増加となっています。

参考指標 6-2-7：円借款実施状況

円借款実績の推移 (単位：億円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
金 額	5,577	6,545	5,666	8,435	9,448
件 数	38	47	48	79	59

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)

(注2) 平成15年度及び16年度の金額及び件数については、精査の結果、平成18年度政策評価書の数値と異なっている。

平成19年度の円借款供与状況は、アジア地域に対する供与額は前年度比で107億円(1.7%)増加し、シェアは69.3%となっています。なお、イラク復興支援に伴う円借款供与の増加に伴い、中東地域に対する供与額は前年度比で808億円(101.3%)増加し、シェアは17.0%となっています。

円借款実施状況(地域別)の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	金額	シェア								
アジア	4,505	80.8	4,994	76.3	4,741	83.7	6,440	76.3	6,547	69.3
(ASEAN)	(2,288)	(41.0)	(2,075)	(31.7)	(2,272)	(40.1)	(2,320)	(27.5)	(3,080)	(32.6)
中 東	268	4.8	987	15.1	-	-	798	9.5	1,606	17.0
アフリカ	490	8.8	86	1.3	488	8.6	1,137	13.5	687	7.3
中南米	216	3.9	-	-	438	7.7	60	0.7	194	2.1
東 欧	97	1.7	478	7.3	-	-	-	-	369	3.9
大洋州	-	-	-	-	-	-	-	-	46	0.5
合 計	5,577	100.0	6,545	100.0	5,666	100.0	8,435	100.0	9,448	100.0

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)

(注2) 平成15年度及び16年度並びに18年度の(ASEAN)の金額及びシェアについては、精査の結果、平成18年度政策評価書の数値と異なっている。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 6-2-2 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

(2) 企画立案に向けた提言

ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組みます。

円借款による二国間支援

債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成20年度は、アジア地域を中心に引き続き円借款を供与するとともに、平成20年5月のTICADの開催（横浜）を踏まえ、アフリカ開発支援等を拡充していくとしており、その着実な実施に取り組んでいきます。また、「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動対策円借款の創設に向けた検討を関係省庁と進める等、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを検討していきます。

国際開発金融機関を通じた支援

我が国は、途上国の自主性（オーナーシップ）の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現されるよう努めています。

平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援の着実な実施に努めます。また、スリランカについては、スリランカ政府による民族問題の政治的解決努力を後押しするとの観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めます。

債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリ・クラブ合意に基づいた措置を行います。

HIPCについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を積極的に支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG7等の枠組みでの議論に積極的に参加します。更に、公的債権者から債務を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収しようとする民間債権者の動きへの対策の議論も、積極的に参加していきます。

知的支援

研修・セミナー、専門家派遣については、事前（要望調査のためのアンケート、現地担当者へのヒアリング）及び事後（受入研修終了時や現地派遣中の意見・要望収集）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう引き続き見直しを行っていきます。特に、途上国の行政執行能力の向上を目的とした実務担当者レベル向け研修・セミナー等の実施においては、数次にわたる研修を一体としてプログラムを組み、研修内容を段階的に高度化させて実施することで、職員の実務能力の着実なステップアップを図ることに努めます。

更に、これまで行っている追跡調査の結果得られている人的ネットワークを活用すべく、財務省の他部局とも情報の共有を進めています。また、これら途上国研修生との人的ネットワークを通じた意見交換などを継続して行うことにより、国際協力・交流のより一層の推進を図ることとします。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。

（3）平成21年度予算要求等への反映

平成19年度政策評結果を踏まえ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成21年度予算要求において、必要な経費の確保に努めることとします。